

令和3年3月2日

請願・陳情文書表

文教常任委員会

教育委員会關係請願

請願番号	30	受理年月日	2.12.3
件名	県立高校改革実施計画（Ⅱ期）で計画されている逗葉高校と逗子高校の統廃合についての請願		
請願者			紹介議員

※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。

井坂新哉君嶋ちか子
大山奈々子石田和子
上野たつや

1 請願の要旨

『逗葉高校・逗子高校の統廃合』を留保し、次の通り計画の見直しを請願する。

- 両校の統廃合を一時凍結し、見直し後、確定するまで、双方の高校を存続させる。
- 逗子高については、募集停止を撤回し、2021年度の新入生の募集を実施する。
- 両校双方のメリット・デメリットを正確・実質的に比較し、有識者・学校関係者・地域市民の意見も集約し、明確な根拠に基づく理由によって、改めて活用校を決定する。

2 請願の理由

私たち^{たち}は、Ⅱ期計画の逗葉高校・逗子高校の統廃合の発表以来、その選定理由について疑問を持ち、教育局に対し三度の質問状で問い合わせを実施したが、残念ながら納得できる回答が得られなかった。

逗葉高を活用校、逗子高を非活用校（廃校）とした選定理由以下6項目について疑義があり、それぞれに反論を述べ、これらが不適切であり、理由とはならないことを訴え、見直しを求める。

逗葉高校を活用校として選定した『理由』に対する反論^{のり}

- 『敷地がより広い』とのことだが、法面が多く、利用可能な平面だけで見れば逗子高と同程度である。
- 『建物も新しい、ハード面での優位性』とのことだが、両校とも築40年を超え「新しい」とは言えない。格技場・部室棟等の建物やプールやハンドボールコートなど逗子高の方がハード面の優位性を持つ。
- 『通学利便性などを考慮』とのことだが、逗子高の方が最寄り駅から近く、通学利便性が良い。
- 『地域に根差した学校づくりをする上での立地』とのことだが、地域活動はどちらも良好。住宅街の中に建つ逗葉に対し、逗子高は山に囲まれ近隣への騒音等を気にせずのびのび活動できる長所を持つ。
- 『完成規模が大きい』とのことだが、生徒数減少による統廃合であり「将来の各校の学級数は未定」との教育局回答もあり、必ずしも大きな完成規模は必要ないのではないか。
- 『逗子高の大部分が土砂災害警戒区域内にあること』とのことだが、逗葉高も区域指定は受けている。区域指定は「備え」としての注意喚起情報であり、『使用制限勧告ではない』ことを逗子市役所に確認済みである。区域指定を選定理由に取り上げること自体が極めて不適切である。

私たちの請願の目的は、『これからの中学生達によりよい環境の高校を残すこと』である。

教育委員会關係陳情

陳情番号	10	付議年月日	元 . 9 . 6			
件 名	県立養護学校高等部知的部門におけるスクールバスについての陳情					
付 議 委 員 会		陳 情 者				
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。					
<p>1 陳情の要旨</p> <p>現在、県立養護学校知的部門の児童は高等部に進学すると、中学部まで乗車出来たスクールバスに、乗車出来なくなります。その理由と目的は、自立と社会参加とされています。公共交通機関での自立通学訓練は、卒業後の進路のためには意味がないことではありません。しかし、交通不便地域に立地する養護学校では通学送迎が保護者にとって、大変重い負担となっています。時間や労力を少しでも回避するために、スクールバスに代わって、自宅から車両送迎しているケースが多くあり、本来の目的と大きくかい離している現況です。</p> <p>養護学校のスクールバスは、知的部門において高等部でも乗車できるよう、保護者へ乗車希望の有無を聴取する機会を与えて頂けるよう陳情致します。また送迎や自立通学が非常に困難なケースがあることから、早急な改善を切望致します。一律に乗車不可とするのではなく、段階的な自立訓練の視点を含め、制度設計が図られますよう、県議会からの提言をお願いします。</p>						
<p>2 陳情の理由</p> <p>養護学校の高等部においては、実際に自立通学訓練を行い、自立通学が卒業までにできる児童数は統計がなく、学校送迎の現場を見ていると視覚的には1割に及ばない状況です。全国一律に高等部は乗車不可としているわけではありません。関西圏は乗車できます。県内の養護学校高等部で乗車を一部可能としましたが、まだ2校に限定されています。公共交通機関の不便な地域では、何度も乗り換えを重ね、大人の通勤でも耐え難い距離において、日々の自立通学を強いる現在のシステムは、無理があります。</p> <p>通学送迎の付添いに要す、多大な時間（登下校の送迎で、1日約6時間かかるケースなど）と労力は、日々保護者が負担を担うか、多額の福祉財源を費やし、福祉事業者が車両での送迎を行っている状況です。養護学校には1日何十台もの送迎車両が入出庫します。結果、学校の登下校時は役職、専門職の先生方が、どんな悪天候であろうと日々、交通整理に要す相当な時間を割いています。特別支援学校における、本来の教員の業務なのか、疑義を呈せざるをえません。</p> <p>県教育委員会からは、6月に各学校長宛に高等部のスクールバス乗車についてアンケートが実施され、先の定例会では常任委員会において、4校11名の児童が希望しているが、乗車できていないという実態があるとの答弁であったと聞き及んでいます。</p> <p>しかし、希望の有無について、入学受験から在校中まで、保護者へ聴取された機会はなく、どのような調査内容と結果に至った回答なのか懐疑的に捉えます。</p> <p>アンケート調査の質問趣旨を踏まえ、実態の把握について、改めて精査して頂きたい所存です。</p> <p>最後に、今後も高等部のスクールバス乗車が出来ないなら、早急に以下の要件について、個別の事情を考慮し、特例措置を図って頂きたく、列挙します。</p>						

- ①一人親家庭で主たる生計者が送迎者である場合、かつ自立支援事業者での送迎がサービス供給上の問題から確保できない場合。
- ②公共交通機関での通学が1時間半程度かかる児童については継続乗車か、もしくは、ポイント地点を変更し送迎時間の短縮ができる場合。
- ③行動援護を要し、身体的な歩行困難が著しく、高等部在学中、個別教育計画において、登下校の自立通学訓練の目標記載が明らかに見込めない児童の場合。

上記のような条件においては、乗車を陳情致します。またスクールバスは空席が総体的に不足しているとは限らず、現在でも対応可能と推察します。諸事情への対処を学校長判断に一任せす、県教育委員会から、各学校へ乗車に値するケースを通知し、学校現場の混乱なきよう配慮を重ねて要望致します。

陳情番号	20	付議年月日	元. 12. 3
件 名	障害児教育の充実・障害者雇用の拡充を求める陳情		
付 議 委 員 会		陳 情 者	
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		

陳情の趣旨

日頃より、すべての障害のある子どもたちに豊かな教育を保障するために、ご尽力いただきありがとうございます。

現在、特別支援学校のほとんどがその適正規模を超えて、「パンク状態」の超過大規模校も存在しています。この間、私たちと保護者、教職員の切実な要求のもと、2008年度2月定例県議会では、養護学校の新設等を求める請願が全会一致で採択され、2016年度はえびな支援学校が開校、2020年度には横浜北部方面特別支援学校が開校予定、2021年度には湯河原・真鶴地域で分教室開設予定とのことです。県の再編整備検討協議会最終報告が新設の必要性を答申した「11校1分校」とはほど遠いものです。インクルーシブ教育の推進が掲げられ、県立高校に知的障害のある生徒の受け入れが行われていますが、特別支援学校の不足は、小中学校を卒業した子どもたちの卒業後の進路に、大変大きな不安を与えています。

障害のある子どもたちが「安心して学ぶ機会と環境」を保障し、親の不安を解消するため、一刻も早く具体的な対策を要望いたします。

また昨年、県機関での障害者雇用について水増し偽装問題が発覚しました。障害者が安心して働き続けられる社会をつくるために、県教育委員会が率先して障害者雇用をすすめていただくよう要望いたします。

陳情項目

- 1 特別支援学校整備について
 - (1) 県立特別支援学校の過大規模・過密化を解消し、適正規模・適正配置とするために新たな特別支援学校再編整備計画を策定してください。特に、過大過密状態の著しい平塚地域、小田原地域、藤沢地域の特別支援学校を早期に改善し、また、児童・生徒数の増加が顕著な横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区に対応するため、当該地域に特別支援学校を増設してください。
 - (2) 高校内分教室および秦野養護学校末広校舎の劣悪な教育環境（グランドや体育館、特別教室が十分に使用できないなど）を改善してください。
 - (3) 2021年開設の小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・設備と教職員体制を確保してください。特に、児童・生徒一人ひとりのニーズに応える学校運営をすすめるために、管理職や正規の事務職員・現業職員（学校技能職・調理職）、正規の養護教諭、正規の栄養士、正規の進路担当を配置してください。
 - (4) 老朽化した劣悪な施設・設備の計画的な機能改善をはかってください。また、体育館への空調設備設置を早急に行ってください。

- 2 公立の小・中・高校に学ぶ障害児が、小学校入学から高校卒業まで充分な教育を受けることができるよう、教育条件を整備してください。
- 3 教育委員会での障害者雇用について
 - (1) 教育委員会として障害者を積極的に雇用してください。
 - (2) 障害者が安心して働くよう職場の受け入れ態勢を整えるために、必要に応じてジョブコーチを配置してください。
 - (3) 知的障害者の雇用をすすめるための手立てを講じてください。

陳情番号	61-2	付議年月日	2.12.3			
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情					
付議委員会		陳情者				
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。					
陳情趣旨						
神奈川県の特別支援学校では、入学を希望する児童・生徒が増加し続け、学校が過大規模過密化し、「教室不足」「トイレ不足」「廊下で体育」「クールダウンの場所がない」など、教育活動に支障が生じています。						
2020年にあおば支援学校が開校しました。2021年には小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室開設が予定されていますが、県内全域で過大過密状態の学校が多数残されています。						
2020年に答申された「神奈川の特別支援教育のあり方に関する検討会」最終まとめで指摘されているように、特別支援学校における医療的ケアの対応では「指導体制の調整に苦慮」しており、安全安心の教育環境整備が不可欠です。また、横浜市川崎市地区などの生徒数増加見込みが指摘されており、既存校を感染予防の観点からも適正な規模とするために、早期の特別支援学校の整備が必要です。						
2004年に特別支援学校の過大規模過密化の緊急避難措置として県立高校内に設置された特別支援学校分教室は現在20分教室まで増加しています。分教室には5教室が専用として割り当てられるのみで、教育活動に大きく支障をきたしております、そのあり方について検討が求められています。また、秦野養護学校末広校舎、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室においても、特別支援教育の教育課程にふさわしい教育が保障されるよう、早期に施設・設備や教職員体制を確保することが求められています。						
障害福祉事業所は、今回のコロナ禍の中で、学校が休校となる中、感染へのリスクを負いながら、障害児者を受け入れ、地域生活を支えてきました。閉所、利用者制限、過密による指導員不足など、様々な厳しい経営を強いられてきており、経営を支える財政出動が緊急に求められています。私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の条項がすみやかに実現されることを陳情します。						
陳情項目						
1 <u>児童生徒数の地域的な増加傾向により、過密化している特別支援学校について、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、適切な学習空間を確保することを前提とした、適正な在籍数となるよう、特別支援学校の整備・新設をしてください。</u>						
2 <u>県立高校内特別支援学校分教室（20分教室）、県立秦野養護学校末広校舎、県立小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・整備や教職員体制を確保してください。</u>						
3 <u>すべての小中高校・特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒が、安心安全に学校生活を送り、学習できる教育環境を保障するため、施設を整備し、医療専門職の配置を充実させてください。</u>						
4 <u>学校休校が続いた中、子どもたちの学校生活に代わる地域生活を支えてきた放課後等デイサービスや、障害者支援施設日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム・グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</u>						